

監 第 391 号
交政第 55 号
令和 2 年 5 月 11 日

一般社団法人 新潟県建設産業団体連合会長 様
一般社団法人 新潟県建設業協会会長 様
一般社団法人 新潟県空調衛生工事業協会会長 様
新潟県電気工事工業組合理事長 様
一般社団法人 新潟県建築組合連合会長 様
一般社団法人 新潟県建設専門工事業団体連合会長 様
一般社団法人 新潟電設業協会会長 様

新潟県土木部長
新潟県交通政策局長

令和 2 年度土木部及び交通政策局所管事業の施行方針について（通知）

土木部及び交通政策局所管の公共事業の実施については、かねてから種々御配慮をお願いしているところですが、令和 2 年度における土木部及び交通政策局所管事業の適正かつ円滑な実施を図るため、別紙事項に特に配慮し、併せて貴傘下の会員に対し周知・徹底を図られるようお願い申し上げます。

なお、令和 2 年 4 月 1 日付けで国土交通省国土交通事務次官から「令和 2 年度国土交通省所管事業の執行について」の送付がありましたので、参考として添付します。

担当：監理課予算係 主任 齋藤
025-280-5385（直通）
交通政策課総務班 主任 井上
025-280-5454（直通）



(別紙)

1 新潟県建設産業活性化プランの着実な推進

昨年3月に改定された、「新潟県総合計画～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」では、「地域を支える建設産業の振興」を政策の柱のひとつに位置付け、「収益力に優れた企業の育成」、「持続的経営の体制づくりの推進・支援」、「建設産業への理解向上に向けた情報発信」に取り組んでいくこととしている。

「新潟県総合計画」では、平成28年3月に策定（平成31年3月に改訂）した「第三次・新潟県建設産業活性化プラン」を目標達成に向けた行動計画として位置付けているところであり、建設産業活性化プランの目標として掲げる「地域の守り手として輝き続ける建設産業」に向け、引き続き積極的な取組に努めていただきたい。

2 安全対策・環境施策の推進

(1) 建設工事現場における労働災害及び公衆災害の防止

建設工事現場における労働災害及び公衆災害の防止については、「労働基準法」、「労働安全衛生規則」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日付け建設省経建発第1号）等に基づき、安全管理に御尽力いただいているところである。昨年度の労働災害及び公衆災害の発生件数は一昨年度に比べ減少したものの、依然として休業4日以上労働災害や架空物・埋設物の切断等の公衆災害が発生していることから、安全パトロールや危険予知活動等による安全管理を徹底するとともに、除草及び除雪などの工事以外の委託業務においても、受注業者による十分な安全管理に努めていただきたい。

なお、平成29年3月16日に、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が施行されたことを受け、令和元年12月に「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する新潟県計画」を策定したので、本計画の趣旨を踏まえ、建設工事従事者の安全及び健康の確保のための一層の取組をお願いしたい。

(2) 建設副産物のリサイクル及び適正処理

建設副産物対策については、「建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）」、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日）及び「北陸地方建設リサイクル推進計画2015」（平成27年6月）などに基づき、官民挙げて取り組んでいるところである。

については、循環型社会の形成に向け、引き続き建設副産物の発生抑制、再資源化・縮減、再生資源の利用促進及び建設発生土の有効利用等に、より一層努めていただきたい。

3 公共工事の適正な施工体制の確保

公共工事の元請業者は、施工体制の把握をはじめ、一括下請の禁止や適切な資格・技術力等を有する技術者の配置等、建設業法に基づく適正な施工体制を確保していただきたい。

4 元請・下請関係の適正化

(1) 下請負代金の金額の設定及び支払いの適正化

かねてから「新潟県建設生産システム合理化指導要綱（令和2年4月1日）」及び「建設業法令遵守ガイドライン（第5版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－（平成29年3月）」の遵守についてお願いしてきたところであるが、今後とも元請・下請関係の適正化に一層努めていただきたい。とりわけ下請業者に対する請負代金の金額設定及びその支払いの適正化のため、法定福利費等を含めた、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の手順を経た上での書面による契約の締結、及び発注者から前払金を受けた場合には下請業者に対して必要な費用を現金で前金払される等、透明性・公平性を確保した取組をお願いしたい。

また、資材納入業者、運送業者との取引関係についても、一層の適正化に努めていただきたい。

(2) 社会保険等加入対策

県発注工事における社会保険等加入対策を強化するため、新潟県財務規則別記建設工事請負基準約款が令和元年6月28日付けで改正され、令和2年1月1日以後は、県と契約を締結する建設工事の受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請負人（二次以下の下請負人も含む）としてはならないこととなったところである。

社会保険等の加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成28年7月28日改訂）」の遵守についてお願いしてきたところであるが、平成29年7月に開かれた中央建設業審議会において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示する標準約款の改正が行われたところであり、元請負人は、下請負人との契約に当たって、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重していただきたい。また、下請負人においては、法定福利費の内訳を明示した見積書を元請負人に対して提出し、算定根拠の適切な説明等を通じて法定福利費を確保し、自社の技能労働者を適切な保険に加入させるようお願いしたい。

また、ガイドラインでは、遅くとも平成29年度以降は、適切な保険に未加入の作業員は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきとされているが、「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入すべき保険は異なり、全ての者が同じ社会保険等に参加しなければならないわけではない点に注意をお願いしたい。

さらに、令和元年6月に改正された建設業法が、令和2年10月1日から施行されることに伴い、社会保険等未加入建設業者は、建設業許可の要件を満たさなくなることに十分留意いただきたい。

5 公共工事のコスト縮減

平成9年度に「新潟県公共工事のコスト縮減対策に関する行動計画」、平成12年度に「新潟県公共工事のコスト縮減対策に関する新行動計画」、平成16年度に「新潟県公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、公共工事のコスト縮減に取り組み、一定の成果が得られたところである。

今後は新たなコスト縮減計画は策定しないものの、引き続き公共工事におけるコスト意識の向上に努めていただきたい。